

よくある質問（事務事業編）令和7年8月29日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
【1.全般】に関する質問	—	Q1-1	事務事業編を策定するにあたり、どこから手をつければよいですか。事務事業編のひな型や策定の手順を示したもののがありますか。	まずはマニュアル(簡易版)をご参照ください。また、事務事業編の必要最低限の目次構成と計画本文の例を示した「ひな形」もご活用ください。 ■地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（簡易版） ■地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（ひな形） https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/jimu/index.html#manual	2021年8月31日	2025年8月29日
		Q1-2	地方公共団体実行計画に記載すべき内容について、温対法以外に定められているものはありますか。	地球温暖化対策推進法第21条第1項にあるとおり、地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に即して策定する必要があります。 環境省では、地方自治法に基づく地方公共団体への技術的助言として策定・実施マニュアル類を策定・公表しています。	2021年10月1日	—
		Q1-3	事務事業編を区域施策編や、そのほかの計画と統合して策定することはできますか。	地方公共団体実行計画としては問題ありません。ただし、統合計画の中身に事務事業編における必要事項が記載されていることが条件となります。例えば、多くの地方公共団体において、事務事業編と区域施策編をそれぞれ別個に策定・実施している例が見られますか、両者を一体的に推進していく観点から見ると、2つの計画を一本化することが推奨されます。また、政策分野が類似しており、関連が深いと考えられる計画などについても、一体策定が推奨されています。複数の計画の一体策定ならびに共同策定については、下記の事務連絡も参考にしてください。 ■環政総発第2303175号 令和5年3月17日「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）」 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r04/tb_r4fu_16env_8.pdf	2023年3月10日	2025年2月19日
		Q1-4	事務事業編と区域施策編はどのような関係にありますか。	事務事業編は地方公共団体の「全ての事務・事業」が対象であり、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画であるのに対し、区域施策編はその地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進するための計画です。なお、地方公共団体は区域における事業者でもあることから、区域施策編において、事務事業編の関係する排出部門は主に業務部門となります。詳細は、区域施策編マニュアル詳細版（旧・本編）の132ページをご参照ください。	2023年3月10日	2025年3月31日
【2.計画の基本的事項（目的、目標年度、対象ガス）】に関する質問	—	Q2-1	環境基本計画の作成がまだですが、事務事業編を先に策定してもよいですか。	環境基本計画がなくても、事務事業編を単体で策定することができます。	2011年3月28日	2020年2月7日
		Q2-2	これから事務事業編を策定する場合、対象期間はどう設定すればよいですか。	事務事業編の計画期間は、2030年度末までを想定しています。なお、新たな地球温暖化対策計画や政府実行計画に準じて、2035年度末、2040年度末を計画期間とすることも考えられます。目標年度（2030年度）に至る計画期間内において、事務事業編が対象とする公共施設や科学技術の進展など、内外の関係する動向は変化していくことが見込まれますので、事務事業編を一定期間ごとに見直すことが望まれます。この「一定期間」については、各地方公共団体の実情に応じて決定できますが、いわゆる総合計画などの策定期間等との連携を鑑みると、5年程度が適切と考えられます。ただし、各地方公共団体の実情に応じて5年より短く、または長く設定することも可能です。なお、この見直しの結果から改定の要否を決定し、改定が必要と判断された場合には、その翌年度に改定作業を行うことになります。	2010年2月22日	2025年3月31日
		Q2-3	事務事業編の基準年度は、2013年度以外に設定してもよいですか。	事務事業編の基準年度については、地球温暖化対策計画において、2013年度を基準年度としていることから、特段の理由がなければ2013年度とすることが推奨されています。 ただし、初めて事務事業編を策定する地方公共団体で、これまで「温室効果ガス総排出量」の算定データの蓄積がない場合などは、把握可能な直近の年度を基準年度に設定することも可能です。	2021年10月1日	—
		Q2-4	事務事業編の改定にあたって、他計画との計画期間を揃えるため、計画期間を1年延長してもよいですか。	区域施策編や環境基本計画等の他計画との計画期間を揃えることを目的に、事務事業編の計画期間を延長することは問題ありません。 「実行計画の見直し時期まで一定期間」については、各地方公共団体の実情に応じて決定することができます。	2021年10月1日	—
		Q2-5	事務事業編の改定にあたって、算定対象（既存施設、事業、ガスの種類等）を増やそうとしたところ、基準年度からのデータが揃いません。どのように対応するべきですか。	「温室効果ガス総排出量」の算定データの蓄積がない場合などは、改定に当たり、基準年度が変更になった旨を計画に明記し、把握可能な直近の年度を基準年度に設定することができます。 なお、事務事業編の改定にあたって、基準年度以降に対象施設の新設や廃止、もしくは設備等の増減があっても基準年度を必ずしも変更する必要はございません。 基準年度を変更しない場合は、「温室効果ガス総排出量」を示す際に、排出量の増減要因として、算定対象の増減を記述することは考えられます。	2021年10月1日	2022年3月14日

よくある質問（事務事業編）令和7年8月29日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
【3.計画の基本的事項（対象範囲）】に関する質問	3.1対象範囲全般	Q3.1-1	職員がそこで活動していない公園や道路照明は対象施設から除いて問題ないですか。	<p>事務事業編は、地方公共団体の事務及び事業全般が対象となります。職員のその場での活動がなくとも、対象範囲からは除かれません。</p> <p>事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲、つまりエネルギー管理権限を有する範囲（※）です。市町村が管理する公園灯、街路灯、道路照明等は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象となります。</p> <p>なお、マニュアル（算定手法編）では街路灯などの屋外照明について、電気事業者との契約種別が定額制（「定額電灯」等）で電気使用量によらず電気料金が定額である契約については、電気使用量が請求書等に明記されていないため、推計により把握する方法が記載されています。</p> <p>※下記2点の両方を満たす場合はエネルギー管理権限を有すると判断されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置・更新権限を有する 例：温室効果ガス排出量削減を目的として施設の照明をLED化する意思決定が可能な契約・管理形態である ・エネルギーの使用量が計量器等により特定できる 例：該当施設の電気使用量を確認できる状態である 	2011年3月28日	2025年3月31日
	Q3.1-2	複数施設を有する場合、まずは庁舎のみを対象に策定し、順次拡大するという方法でもよいですか。	事務事業編の対象は、地方公共団体の事務及び事業全般です。一部の施設に限定しなければ「温室効果ガス総排出量」を算定できないやむを得ない事情がある場合は、算定対象を段階的に拡大することが考えられます。その場合、「温室効果ガス総排出量」を経年的に比較できることに留意ください。	2010年2月22日	2021年3月15日	
	Q3.1-3	地方公共団体が賃貸している施設（電気代やガス代は賃借人が払っている）は対象に入るのでしょうか。	<p>マニュアル詳細版（旧・本編）の58ページにあるとおり、事務事業編の対象となる施設・設備は、基本的に地方公共団体（財産区を除く地方公共団体）が所有又は賃借している全ての施設・設備です。</p> <p>そのため、職員寮や公営住宅等の地方公共団体が賃貸している施設（電気代やガス代は賃借人が払っている）は事務事業編の対象範囲に含まれますが、個人が占有する居室などプライベートな空間については行政が関与とところではないため、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定にあたっては、対象範囲外としていただいて問題ありません。</p>	2023年12月8日	—	
	Q3.1-4	災害発生時に使用したエネルギー消費量（は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象ですか。	災害対応時のエネルギー消費量についても算定対象となります。 結果を公表する際、平常時の乖離があるという分析結果を記載しておくことで、継続した評価が可能と考えられます。	2021年12月22日	2025年8月29日	
	Q3.1-5	対象とする事務・事業の範囲に変更が生じた場合は、「温室効果ガス総排出量」の把握はどうすればよいですか。	対象施設等に変更があった場合は、変更を踏まえた「温室効果ガス総排出量」と、経年での評価が可能な範囲の温室効果ガスの排出量の2種類を、把握することを推奨します。	2010年2月22日	2021年3月15日	
	Q3.1-6	必要性・安全性の観点から削減対策が困難な箇所は対象外としてよいですか。	「温室効果ガス総排出量」の算定対象の判断においては、削減対策の実施可否は考慮されません。そのため、当該対象は算定対象として取り扱うことが適切です。 なお、対象への削減対策については、マニュアル詳細版（旧・本編）を参考にしていただき、可能な範囲でご検討いただければ差し支えありません。	2010年2月22日	2025年8月29日	
	Q3.1-7	学校で使用している機器について、「家庭用機器」に該当しますか。	家庭用機器とは、こんろ、湯沸器、ストーブ等の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具のことです。 その他、給湯、家庭科室のこころについても、家庭用機器として算定しても問題ありません。	2021年10月1日	2025年8月29日	
3.2委託業務・指定管理者制度の施設の扱い	Q3.2-1	ごみ焼却を一部事務組合に委託している場合、どのように排出量を算定すればよいですか。	ごみの焼却を一部事務組合に委託している場合は、基本的には一部事務組合にて算定を行うため、委託元の自治体では算定対象外となることが考えられます。ただし、一般廃棄物の収集を市町村で行い、焼却は一部事務組合で行っている場合は、収集は市町村の対象、焼却は一部事務組合の対象となります。	2010年2月22日	2025年3月31日	
	Q3.2-2	他の市町村で発生したごみを受け入れて焼却していますが、排出量をどう計算すればよいですか。	<p>事務事業編では、当該焼却施設のエネルギー管理権限を有する（※）市町村が当該焼却施設で焼却されたごみ（他の市町村からの受け入れ分も含む）の排出量を算定すると考えます。しかしながら、受け入れ先の市町村と合意の上で、焼却処理量や負担金で折り合し、それぞれの事務事業編の「温室効果ガス総排出量」に計上したり、他の市町村由来のごみの焼却分を含むことを記述したりすることも問題ありません。</p> <p>なお、区域施策編では、他市町村を除いたごみ焼却が排出量算定の対象となります。</p> <p>※下記2点の両方を満たす場合はエネルギー管理権限を有すると判断されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置・更新権限を有する 例：温室効果ガス排出量削減を目的として施設の照明をLED化する意思決定が可能な契約・管理形態である ・エネルギーの使用量が計量器等により特定できる 例：該当施設の電気使用量を確認できる状態である 	2021年8月31日	2025年3月31日	

よくある質問（事務事業編）令和7年8月29日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
		Q3.2-3	指定管理者制度の施設は事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象から除外してもよいですか。	<p>事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲、つまりエネルギー管理権限を有する範囲（※）です。これに該当する場合は、指定管理者に施設運営を委託していても、対象となります。逆に、温室効果ガスの排出量を自ら管理できず、エネルギー管理権限を有しない場合は、算定対象から外しても構いません。その場合は指定管理先に温室効果ガス排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。</p> <p>※下記2点の両方を満たす場合はエネルギー管理権限を有すると判断されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置・更新権限を有する <ul style="list-style-type: none"> 例：温室効果ガス排出量削減を目的として施設の照明をLED化する意思決定が可能な契約・管理形態である ・エネルギーの使用量が計量器等により特定できる <ul style="list-style-type: none"> 例：該当施設の電気使用量を確認できる状態である 	2010年2月22日	2025年8月29日
		Q3.2-4	指定管理者制度の施設において、一事業者として管理している車両（リースの場合含む）は事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象から除外してもよいですか。	<p>この車両が、地方公共団体が温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲、つまりエネルギー管理権限を有する範囲（※）に該当する場合は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲に含まれます。</p> <p>指定管理先の事業者が車両のリース契約している場合であっても、地方公共団体がエネルギー管理権限を有する範囲（※）か、という観点から判断します。</p> <p>※下記2点の両方を満たす場合はエネルギー管理権限を有すると判断されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置・更新権限を有する <ul style="list-style-type: none"> 例：温室効果ガス排出量削減を目的として車両を電気自動車化する意思決定が可能な契約・管理形態である ・エネルギーの使用量が計量器等により特定できる <ul style="list-style-type: none"> 例：地方公共団体の事務・事業に使用したガソリンの量を特定できる 	2010年2月22日	2025年8月29日
		Q3.2-5	委託業務は事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定の対象から除外してもよいですか。	<p>事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲、つまりエネルギー管理権限を有する範囲（※）です。</p> <p>これに該当する場合は、委託業務についても、対象となります。逆に、温室効果ガスの排出量を自ら管理できず、エネルギー管理権限を有しない場合は、算定対象から外しても構いません。その場合は委託先に温室効果ガス排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。</p> <p>※下記2点の両方を満たす場合はエネルギー管理権限を有すると判断されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置・更新権限を有する <ul style="list-style-type: none"> 例：温室効果ガス排出量削減を目的として施設の照明をLED化する意思決定が可能な契約・管理形態である ・エネルギーの使用量が計量器等により特定できる <ul style="list-style-type: none"> 例：該当施設の電気使用量を確認できる状態である 	2021年8月31日	2025年8月29日
		Q3.2-6	市が管理している市営住宅は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象となるでしょうか。	<p>公営住宅については、マニュアル詳細版（旧・本編）の80ページ、表4-11にあるとおり、施設の管理運営に係る事務所の部分や共用部等を事務事業編の温室効果ガス総排出量の算定対象とし、入居者の生活に伴う部分は算定対象外とします。</p>	2025年2月19日	—
		Q3.2-7	どのような状況であれば「エネルギー管理権限を有している」といえるのでしょうか。	<p>マニュアル詳細版（旧・本編）の59ページ表4-2の※3に「エネルギー管理権限を有する範囲」とは、①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態にあると記載しています。</p> <p>「①設備の設置・更新権限を有する」とは、例えば団体自らが温室効果ガス総排出量の削減を目的として施設内の照明をLEDに交換する等の意思決定が可能な契約・管理運営形態であることを想定しています。</p> <p>「②当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態」とは、メーター等で個別に使用量を確認できる状態を想定しています。一方、例えばテナント専用部でテナント単位で計量されていない場合は特定できない状態となります。</p>	2025年2月19日	—
3.自動車、公用車関係	Q3.3-1	大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象ですか。	大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象に含める必要はありません。事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象は、「全球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている活動」です。大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、施行令第3条には直接的な記述はありません。マニュアル（算定手法編）55ページの本文及び表3-18をご参照ください。	2021年12月22日	2025年8月29日	
	Q3.3-2	公用車を売却した場合、自動車用エアコンディショナーの破棄に伴うハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量を算定するべきですか。	<p>自動車を売却した場合は、廃棄した際に排出されるハイドロフルオロカーボン（HFC）は対象外となるため、事務事業編において温室効果ガスの排出量として算定する必要はありません。</p> <p>一般的に自動車の解体・廃棄は専門業者が行なうことが多く、地方公共団体でカーエアコンの廃棄を事務事業として実施しているケースは少ないと考えられます。そのため、例えば、不法投棄の自動車の代執行による処分の場合や、公用車の売却・廃車等であっても算定の対象となりません。</p> <p>一方で、自動車用エアコンディショナーの使用（売却までの使用期間内）にかかるハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量の算定は必要になりますので、マニュアル（算定手法編）の113ページをご確認ください。</p>	2022年3月14日	2025年8月29日	

よくある質問（事務事業編）令和7年8月29日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
		Q3.3-3	マイルドハイブリッド車は電動車に該当しますか。	マイルドハイブリッド車はモーターのみでの稼働はできないハイブリッド車であるため、GHG削減効果が低いことから、電動車の対象外として整理することが適切と考えます。	2023年12月8日	—
	3.4吸収作用の保全	Q3.4-1	事務事業編には、「吸収作用の保全及び強化のための措置」について、記載する必要がありますか。	地球温暖化対策推進法では、都道府県及び市町村は事務・事業に関して、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。また、地球温暖化対策計画において、「事務事業編の対象範囲は全ての行政事務を対象とする。」とされていますため、「吸収作用の保全及び強化のための措置」の内容について、事務事業編に記載することになります。 措置の目標の設定については、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策計画では、定められていないため、必須ではありません。ただし、措置の目標設定（吸収量ではなく、スケジュールや植林本数等）を妨げるものではありません。	2021年10月1日	—
【4.「温室効果ガス総排出量」の算定】に関する質問	4.1算定方法全般	Q4.1-1	浄化槽の処理対象人員はどう設定すればよいですか。	浄化槽の処理対象人員とは、算定対象となる浄化槽を通常利用している人數を指します。庁舎に設置されている浄化槽の場合には、その庁舎の職員数を処理対象人員とみなすことが考えられます。	2021年8月31日	2025年8月29日
		Q4.1-2	浄化槽の処理対象人員について、公民館のような日中の利用が不安定な施設や、公園等、常に利用者がいるとは考えにくい施設については、どう設定すればよいですか。	公民館等の施設では、施設に常時在籍している職員等は「通常利用」と考えられますので、浄化槽の処理対象人員とすることが考えられます。 一方、施設への来庁者や公園の来庁者などは、平均利用者数の推計値を利用することが考えられますが、一時的にしか使用しない人數として処理対象人數には考慮しないことも考えられます。	2021年8月31日	2025年8月29日
		Q4.1-3	農業集落排水施設の活動量はどう設定すればよいですか。	農業集落排水施設は、「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽です。このため、浄化槽の処理対象人員と同様の方法で設定してください。	2021年8月31日	—
		Q4.1-4	ごみ堆肥化施設において生ごみをコンポスト化する場合のメタン及び一酸化二窒素の排出量を算定するときに利用する係数はどう設定すればよいですか。	実測が困難である場合に利用する係数として、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書2024年」の7-20～7-22ページ、「7.3.1コンポスト化」に、「コンポスト化で適用する排出系数」（7-20ページ）があります。	2021年8月31日	2024年6月12日
		Q4.1-5	ガス機関又はガソリン機関とは具体的にどのようなものですか。	ガス機関（ガスエンジン）又はガソリン機関（ガソリンエンジン）とは、非常用発電機、コジェネレーションシステム等の自家発電施設等の内燃機関を指します。したがって、例えば、ガスエンジンを動力とするガス冷房機であれば、「ガス機関」に該当します。	2021年10月1日	—
		Q4.1-6	灯油を使う設備で家庭用機器に該当しないものは、ディーゼル機関と考えてよいですか。	灯油の使用については、マニュアル（算定手法編）の11ページにある例示と同じページの図3-2を御参照ください。 灯油を使用しても、家庭用機器及びディーゼル機関どちらにも該当しないケースもあります。	2022年3月14日	2023年7月31日
		Q4.1-7	一般廃棄物や産業廃棄物を焼却すると、必ずCO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ Oが排出されますか。	基本的に、一般廃棄物や産業廃棄物を焼却する場合、CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ Oの3種のガスが排出されますが、廃棄物の種類等により特定のガスの排出分を算定しなくてもよいケースがございます。 例えば、一般廃棄物の場合、CO ₂ の算定対象となるのは、プラスチック系の廃棄物が主となり、バイオマス起源の廃棄物（生ゴミなどの食物くず）は算定対象とはなりません。 一般廃棄物及び産業廃棄物の具体的な算定方法については、以下の内容毎にそれぞれご確認をお願いします。 マニュアル（算定手法編） 3-6-1. (5) 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量（第1号木） 3-6-1. (6) 産業廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量（第1号へ） 3-6-2 (14) 一般廃棄物の焼却に伴うメタンの排出量（第2号力） 3-6-2 (15) 産業廃棄物の焼却に伴うメタンの排出量（第2号ヨ） 3-6-3 (15) 一般廃棄物の焼却に伴う一酸化二窒素の排出量（第3号ヨ） 3-6-3 (16) 産業廃棄物の焼却に伴う一酸化二窒素の排出量（第3号タ）	2021年10月1日	2025年2月19日
		Q4.1-8	リサイクルに出した廃棄物や埋立処分とした廃棄物も「温室効果ガス総排出量」の算定対象となりますか。	リサイクルに出した廃棄物は、温室効果ガスを排出することはありませんので、温室効果ガスの総排出量については、計上する必要はありません。 一方で、埋立処分とした場合は、廃棄物の種類によっては、メタンを発生する可能性があるため、マニュアル（算定手法編）67ページを御確認いただき、必要に応じて算定をお願いします。	2023年12月8日	2024年6月12日
		Q4.1-9	液化石油ガス（LPG）及び、液化天然ガス（LNG）の燃料の単位換算方法を教えてください。	液化石油ガス（LPG）の単位換算方法は、マニュアル（算定手法編）25ページに示されていますので御確認ください。 液化天然ガス（LNG）の単位換算方法は、燃料供給事業者のHP等で確認することができます。	2021年10月1日	2025年8月29日
		Q4.1-10	都市ガスの使用量を把握するために、取引しているガス局の納品書を確認したところ、「請求書上の想定温度」と「請求書上の想定気圧」について記載されておりませんでした。 業者に確認しましたが計測していないとのことでした。 このような場合、どのように都市ガスの標準状態の体積を把握したらよいですか。	都市ガスなどの気体の体積は、温度と圧力により変化します。 令和6度より導入された都市ガスの事業者別排出係数は「標準環境状態（25°C・10 ⁵ Pa）」の体積に対する排出係数が示されています。一方、それ以外の事務事業編における都市ガスの排出係数は「ノルマル状態（0°C・1気圧）」の体積に対する排出係数となります。 厳密には使用量を排出係数の状態に合わせて換算することが考えられますが、換算が難しい場合は、請求書等に記載の使用量を用いて算定を行っても問題ありません。	2021年10月1日	2025年3月31日
		Q4.1-11	「温室効果ガス総排出量」を算定する際、自ら発電して使用した電気は、どのように算定しますか。	自ら発電して使用した電気は、「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量(第1号ハ)」の算定対象外となります。 一方で発電した際に排出された二酸化炭素の量は算定対象となります。太陽光や風力等の再生可能エネルギーを用いて発電している場合はゼロとみなすことができますが、例えば廃棄物発電では、廃棄物の燃焼に伴う二酸化炭素排出量は算定対象となります。	2021年10月1日	2025年8月29日

よくある質問（事務事業編）令和7年8月29日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
		Q4.1-12	算定・報告・公表制度では、組成分析の結果から「紙くず」及び「紙おむつ」の量を算定・報告することになっていますが、事務事業編においては、「紙くず」及び「紙おむつ」の算定方法についてマニュアル内に記載がないため、どのように算定すればよいのでしょうか。	事務事業編における一般廃棄物の焼却に伴って発生するCO ₂ 排出量の算定対象は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号木に示される3つの項目のみであるため、「紙くず」及び「紙おむつ」については、算定対象外となります。一方、算定・報告・公表制度は、同施行令第7条を根拠条文としており、両制度で根拠条文等が異なることにより、算定対象や算定方法等が異なるものがあります。 なお、マニュアル（算定手法編）19ページのとおり、特定排出者に該当する地方公共団体においては、同施行令第3条第2項の規定を用いて、算定・報告・公表制度で算定された活動別の排出量を、事務事業編の対象活動からの排出量とみなして共通化すると共に、事務事業編のみに含まれる対象活動を補完的に算定して合算することで、事務事業編の温室効果ガス総排出量として公表することも可能です。	2025年3月31日	—
4.2排出係数	Q4.2-1		温室効果ガス排出量の算定に使用する係数が見直された場合、過去の実績を遡つて算定し直すべきですか。	既に算定・公表している過年度の「温室効果ガス総排出量」を遡って再算定する必要はありません。 改正された地球温暖化対策推進法施行令の施行日以後に算定・公表する排出量については、改正後の排出係数を適用してください。 なお、経年比較を行うために、以前の係数で算定した温室効果ガスの排出量を併せて公表することが考えられます。	2010年2月22日	2025年8月29日
	Q4.2-2		温室効果ガス排出量の算定に使用する係数が見直された場合、計画を見直す必要がありますか。	既に公表済みの計画を一から作り直す必要はありません。	2010年2月22日	2025年8月29日
	Q4.2-3		地球温暖化係数や、各燃料の排出係数は変更されますか。	地球温暖化対策推進法施行令の改正に伴い変更されることがあります(地球温暖化係数については同施行令第4条、各燃料の排出係数については同施行令第3条に規定がされています)。 直近の改正内容（令和6年4月1日施行）として、地球温暖化係数及び一部の排出係数について見直しがなされ、「都市ガスの使用」と「他人から供給される熱の使用」に伴う算定項目について、「他人から供給される電気の使用」と同様に、事業者別排出係数が導入されております。	2021年10月1日	2025年3月31日
	Q4.2-4		下水道における温室効果ガスの排出係数はどう設定すればよいですか。	事務事業編においては、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に示されている排出係数を用いていただくことが望ましいです。一方、以前から「下水道における地球温暖化対策マニュアル（平成28年3月）」により算定されている場合は、継続性の観点から、計算方法は下水道マニュアルの方法を踏襲することが考えられますが、排出係数については「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver.6.0）」の「下水・し尿等の処理」の排出係数を用いていただくことが必要です。 【参考情報】温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 ■温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 6.0） https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html	2021年8月31日	2025年8月29日
	Q4.2-5		LPGの排出係数（単位：kg-CO ₂ /m ³ ）を教えてください。	LPガスの排出係数（単位：kg-CO ₂ /m ³ ）は、一般的には「6.6kg-CO ₂ /m ³ 」です。 キログラム単位で示されているLPガスの排出係数「3.00kg-CO ₂ /kg」を、一般的なLPガスの配合で立法メートル単位に換算したものになります。 マニュアル（算定手法編）の27ページ表3-10の表注2をご参照ください。	2022年3月14日	2025年8月29日
4.3事業者別排出係数	Q4.3-1		事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定に用いる事業者別排出係数（都市ガス、電気、熱）の公表場所や公表時期を教えてください。	事業者別排出係数については、まず、算定・報告・公表制度サイトにて公表されます。その数ヶ月後、事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定に用いる事業者別排出係数（上記で公表されたものと同一のもの）が官報にて告示され、脱炭素地域づくり支援サイトに掲載されます。 地球温暖化対策推進法施行令第3条各号の規定に基づき、告示時点の事業者別排出係数を用いることが望ましいですが、算定のタイミングによっては公表時点の係数を使用しても問題ありません。 ■温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度>算定方法・排出係数一覧 https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html ■脱炭素地域づくり支援サイト>地方公共団体実行計画>マニュアル・ツール・参考資料(事務事業編)>排出係数 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/jimu/keisuu.html	2021年10月1日	2025年3月31日
	Q4.3-2		国が公表・告示している電気事業者別排出係数一覧の中に契約している事業者のデータがない場合は、どのように排出量を求めればよいですか。	該当する電気事業者別排出係数が公表・告示されていない場合は、事業者がWEBサイト等で公表している係数(速報値)の使用や、代替値を使うことも可能です。 詳細はマニュアル（算定手法編）16ページをご確認ください。	2021年10月1日	2025年8月29日
	Q4.3-3		電気の契約先が2社ある場合、それぞれの排出係数を使用して、温室効果ガス排出量を算定するべきですか。	契約されている電気事業者ごとに、それぞれの排出係数を用いて、温室効果ガス排出量を算定してください。	2021年10月1日	—
	Q4.3-4		令和7年度から電気の事業者別排出係数の算出方法が変わりますが、事務事業編で使用する電気の排出係数はどの係数をつかえようのでしょうか。	事務事業編で使用できるのは、基礎排出係数（非化石電源調整済）、調整後排出係数のいずれかとなります（算定・評価に当たってはどちらを使用しても問題ありません）。未調整排出係数（従来の基礎排出係数）は、過年度の算定からの温室効果ガス排出量の推移を確認するような目的で使用することは可能ですが、未調整排出係数（従来の基礎排出係数）を用いて算定した排出量は、事務事業編の総排出量として扱えないことに注意が必要です。詳細はマニュアル（算定手法編）の3.2事業者別排出係数について、13ページ～を御参照ください。	2025年3月31日	—

よくある質問（事務事業編）令和7年8月29日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
	4.4クレジット、非化石証書の利用	Q4.4-1	「温室効果ガス総排出量」を算定する際、自ら所有する再エネ設備で発電した電気の売電や非化石証書、Jクレジット等の措置は考慮できますか。	事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている活動ですが、再エネ設備で発電した電気の売電や非化石証書、Jクレジット等の措置は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている温室効果ガスを排出する活動ではないため、「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲には含まれません。ただし、地球温暖化対策推進法施行令第3条に基づいて算定する「温室効果ガス総排出量」を公表することを前提のもと、「温室効果ガス総排出量」とは別に地方公共団体が自らカーボン・クレジット等を創出または他者から購入し、事務事業の排出量のオフセットのために無効化した量がある場合は、上記排出量から減算（オフセット）したものを公表することが可能です。また、地方公共団体が事務事業の取組においてクレジット制度等を活用してカーボン・クレジット等を創出し、他者に移転・売却した場合においても、環境価値の二重計上（ダブルカウント）の懸念が生じるため、クレジットを移転した量を排出量に加算（オンカウント）することが望まれます。詳細は、マニュアル（簡易版）27ページをご参照ください。	2021年8月31日	2025年8月29日
【5.目標設定】に関する質問	—	Q5-1	目標が達成できなかったときはどうなりますか。	地球温暖化対策推進法において特に罰則があるわけではありません。同法では、地方公共団体実行計画の策定と実施状況の公表が義務付けられていますので、これを遵守することが必要です。	2020年2月7日	2023年12月8日
		Q5-2	温室効果ガス削減の目標値はどのように方法で設定しますか。	マニュアル簡易版にあるとおり、それぞれの地方公共団体の状況に応じて検討・選択することが望れます。同マニュアルでは、事務事業編は、原則として政府実行計画の目標（2013年度比で2030年度50%削減、2035年度65%削減、2040年度79%削減）を踏まえた野心的な目標を定めることが期待される旨を記載しています。また、地球温暖化対策計画等の温室効果ガス別やその他の区分ごとの目標に基づく具体的な検討手法を掲載していますので参考にしてください。	2010年2月22日	2025年3月31日
		Q5-3	計画期間を延長する場合、「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標を変更するべきですか。	計画期間を延長した場合、次の改定時に、「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標等を見直しされると考えられるため、据え置きにするか、変更するかは、今後の検討や比較が行きやすい方法を選択してください。	2021年10月1日	—
		Q5-4	現行の事務事業編の基準年度以降、複数の施設を新築・廃止しており、今後も施設の新築・廃止の予定があります。事務事業編の改定にあたり、目標設定の対象施設はどのように考えたらよいですか。	事務事業編の「温室効果ガス総排出量」に関する削減目標は、目標年度に管理下にある全ての施設における「温室効果ガス総排出量」を対象として設定することが望ましいです。削減目標は、事務事業編の策定時の想定で、施設の新設・廃止等を考慮して検討してください。施設増減による温室効果ガス総排出量の増減で、温暖化対策で努力した温室効果ガス総排出量の削減が正確に評価できなくなることを懸念される場合は、目標年度に管理下にある全ての施設における「温室効果ガス総排出量」と合わせ、基準年度時点の対象施設だけでの「温室効果ガス総排出量」の実績についても併記することが考えられます。	2022年12月27日	—
		Q5-5	目標設定における算定対象となる温室効果ガスの種類をエネルギー起源CO ₂ のみとすることは可能ですか。	事務事業編においては、エネルギー起源CO ₂ 、非エネルギー起源CO ₂ によらず、地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている6種類のガス全てを算定対象とすることが原則となります。一方で、エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガスについては、「温室効果ガス総排出量」に占める割合が極めて小さく、その排出源が多岐に渡るケースがあります。そのため、地域特性や実情に応じて、計画策定当初から、対象とすることが困難と判断される場合には、まずはエネルギー起源CO ₂ に限定して目標を設定していただき、段階的に対象を拡大していく方法も考えられます。また関連して、算定作業の省力化的観点から、排出量が事務事業編の温室効果ガス総排出量の1%未満となる活動については、マニュアル（算定手法編）の「3-5.排出量の小さい対象活動の扱いに示される基準」を適用して、同じ値をその翌年度の温室効果ガスの排出量として報告することも考えられます。	2025年2月19日	2025年3月31日
【6.その他】	—	Q6-1	事務事業編の案を作成後は、パブリックコメント募集が必要ですか。	事務事業編のみの策定・改定である場合、パブリックコメントは義務付けられているわけではありません。 区域施策編は、地球温暖化対策推進法第21条第10項に基づいて、策定前に住民その他利害関係者の意見を聞く必要があります。 そのため、事務事業編と区域施策編をあわせて策定する場合は、策定前に住民その他利害関係者の意見を聞く必要があります。	2011年3月28日	2023年12月8日
		Q6-2	事務事業編の実施状況を公表する必要がありますか。	地球温暖化対策推進法第21条第16項に基づき、毎年1回、事務事業編に基づく措置の実施の状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表することが義務付けられています。	2021年8月31日	2025年8月29日
		Q6-3	事務事業編の実施状況をどのように公表すればよいですか。	公表の方法としては、地球温暖化対策推進法施行規則第4条において「その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うもの」とされています。	2021年8月31日	2025年8月29日
		Q6-4	事務事業編でも、温室効果ガス総排出量の削減目標の達成状況を、区域施策編と同様に吸収量を見込んだ値とすることはできないのでしょうか。	事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている活動であり、地球温暖化対策推進法施行令では吸収量の算定方法は定められていないため、吸収量を「温室効果ガス総排出量」から控除することはできません。 一方で、吸収量についてカーボン・クレジット化したものを保有している団体については、地球温暖化対策推進法施行令第3条に基づいて算定する「温室効果ガス総排出量」を公表することを前提のもと、「温室効果ガス総排出量」とは別に、上記排出量から吸収量（クレジット化した分）をオフセットした場合の達成状況として公表することも可能です。	2023年12月8日	2025年3月31日
		Q6-5	地方公共団体が所有、管理する森林について、吸収作用の保全及び強化のための措置として、「森林吸収源対策」と「都市緑化等の推進」を、事務事業編に必ず記載する必要がありますか。	地方公共団体が所有、管理している森林は、事務事業編の対象範囲に含まれます。 必ずしも記載が必要ではありませんが、「森林吸収源対策」及び「都市緑化等の推進」を記述いただくことが望ましいです。 所有・管理する森林関連業務を所管する部署に実施されている措置がないかを御確認いただき、事務事業編に記載することが考えられます。	2021年10月1日	—

よくある質問（事務事業編）令和7年8月29日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
		Q6-6	温室効果ガス排出量の算定に使用する数値の小数点以下はどこまで採用すればよいですか。	マニュアル類では、有効桁数や四捨五入の取り扱いについて、明確な記載はありませんので団体ごとに判断していただいて問題ありません。 なお、実行計画とは別の制度ではありますが、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 6.0）」では、II-19～II-23ページに、有効数字について記載がありますので、参考までにご覧ください。 【参考情報】温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 ■温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 6.0） https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html	2021年10月1日	2024年6月12日
		Q6-7	事務事業編の策定に係る国の支援はありますか。	環境省では、地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）における温室効果ガス総排出量の算定・管理の支援等を目的としたクラウドシステム「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」を無償提供しています。 LAPSSについては以下のページをご参照ください。 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/jimu/lapss.html	2021年12月22日	2025年8月29日
		Q6-8	ISO14001を認証取得済みですが、新たに事務事業編を策定することが必要ですか。	ISO14001が地球温暖化対策推進法で義務付けられている事務事業編そのものではありません。認証取得済みのISO14001の内容をベースに実行計画を策定してください。 事務事業編の策定・改定体制の構築にあたっては、既存組織やマネジメントシステム等を極力活用することにより、二重体制を回避し、職員の負担を軽減するとともに効率的な運用を目指すことが可能です。	2010年2月22日	2020年2月7日